

平成29年11月定例教育委員会 会 議 録

- ◎ 開催日時 平成29年11月30日(木)午後2時00分～3時10分
◎ 場 所 富田林市役所 庁議室
◎ 出席委員

教 育 長	教育長職務 代 理 者	委 員	委 員	委 員
芝本 哲也	阪井 千鶴子	仲野 務	山元 直美	勝山 健一

◎ 事 務 局

山本 教育総務課長	嘉田 教育総務部長	山本 生涯学習部長	植野 教育総務部付 部長兼 教育指導室長	金銅 教育総務部 理事兼 学校給食課長
古村 教育総務部 次長代理兼 教育指導室次長	西田 生涯学習部次長	房田 生涯学習部 次長代理兼 文化財課長	福富 生涯学習課参事	阪口 公民館参事
尾谷 中央図書館長	上田 金剛図書館長			
				(書記)小島 教育総務課長代理

平成 29 年度 11 月定例教育委員会会議録

平成 29 年 11 月 30(木)
開会：午後 2 時 00 分
閉会：午後 3 時 10 分

山本教育総務課長

平成 29 年度 11 月定例会議に入ります前に事務連絡から始めさせていただきます。次回の定例会議の日程でございますが、12 月 26 日（火）午後 3 時 00 分から、富田林市役所庁議室での開会を予定しております。では、本日の議事日程をご説明させていただきます。

《別紙、議事日程を説明》

それでは、教育長開会をお願いいたします。

芝本教育長

それでは、平成 29 年度 11 月定例教育委員会会議を開会いたします。まずは、「日程第 1. 会議録署名委員の指名について」、今月は、阪井教育長職務代理よろしくお願ひいたします。

阪井教育長職務代理者

わかりました。

芝本教育長

続いて、「日程第 2. 会議録の承認」、先月 10 月定例教育委員会会議の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はありませんか。特に無いようなので、会議録については承認とさせていただきます。

続きまして、「日程第 3. 教育長報告」に移ります。今月は 3 件の報告がございます。それでは、報告第 22 号「教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について」ですが、今月は「新たに承認申請のあった行事」が 1 件ございますので、まずは、①の行事について、教育総務課から説明をお願いします。

山本教育総務課長

それでは、新たに後援名義承認申請のあった行事につきまして、内容のご説明をさせていただきます。行事名は「親子で楽しむ絵本 de 食育講座@富田林」で、主催者は NPO 法人 食育サポート研究所 代表理事 山本美穂子 氏でございます。この行事は親子で食に関する絵本を楽しみ、食育のワークショップにより、野菜や果物への興味関心を引き出すことを目的としております。内容としましては、食べ物や料理に関する絵本の読み聞かせの後、子どもたちの創造的な食育あそび、ワークショップにつなげていきます。具体的には、野菜や果物をハンコにして、エコバックを作成するなどのワークショップを実施する予定で、参加費は材料費として親子 1 組 200 円です。開催場所は、きらめきファクトリーで、対象者は富田林市内の未就学児とその父母としております。今回の行事内容につきましては、営利目的や政治的活動、宗教的活動ではなく、「後援等に関する事務処理要領」に適合すると認められるため、承認をお願いするものです。以上で説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

芝本教育長

それでは、新たに後援名義承認申請のあった行事につきまして、何かご質問等はありませんか。

阪井教育長職務代理者

この行事はどのように告知される予定ですか。

山本教育総務課長

チラシやポスター、ホームページ、フェイスブックを活用して告知される予定です。

阪井教育長職務代理人
 山本教育総務課長
 阪井教育長職務代理人
 山本教育総務課長
 対象者は市内の未就学児と父母ですが、未就学児の年齢制限はありますか。
 申請書類では記載がございません。
 何名程度の参加者を見込んでいますか。
 募集人数は子ども 10 名、大人 10 名の 20 名で、2 回開催されることから合計 40 名
 でございます。

阪井教育長職務代理人
 山本教育総務課長
 阪井教育長職務代理人
 親 1 名で子ども 2 名の参加は可能でしょうか。
 申請書類に記載はございませんが親子 1 組とされていますので、可能と思います。
 後援名義を承認するにあたっては、市民に広く告知し、多くの方に参加して頂きた
 いと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

山本教育総務課長
 開催場所は本市のきらめきファクトリー2階を使用されます。施設の収容人数等か
 ら適当と考えます。

阪井教育長職務代理人
 芝本教育長
 山元委員
 わかりました。
 他に、何かご質問等はございませんか。
 募集対象者や人数は、チラシやポスターに記載されますか。応募者が多い場合は抽
 選となるのでしょうか。

山本教育総務課長
 山元委員
 ポスターはまだ作成されておらず、確認できておりません。
 そのあたりが、チラシやポスターに記載されていれば、市民にわかりやすいと思
 います。

芝本教育長
 山本教育総務課長
 芝本教育長
 本市で行事を開催するのは初めてですか。
 そのとおりです。
 他に、何かご質問等はございませんか。そうしましたら、これまで承認したこと
 のある行事について、何かご質問等はございませんか。

山元委員
 山本教育総務課長
 ②③の行事について、講演会の内容を教えて下さい。
 ②の行事につきましては、「赤ちゃんからできるスキンケアと食物アレルギー対策」
 として近畿大学医学部付属病院の武村先生、「こどもがわかるアトピー性皮膚炎と食
 物アレルギーの予防・管理・治療」として国立成育医療研究センターの大矢先生な
 どを講師に迎え、講演会が開催される予定です。

古村教育総務部次長代理
 ③の行事につきましては、「部落差別解消推進法の意義と課題」、「聴覚障がい者た
 ちの願い」、「児童養護施設について考える」の3つの分科会に分かれて、ドキュメン
 タリー映画の上演や講演会などが開催される予定です。

山元委員
 芝本教育長
 わかりました。
 他に、何かご質問等はございませんか。
 特に無いようですので、続きまして、報告第 23 号「富田林市教育委員会顕彰」感
 謝状について、教育総務課から説明をお願いします。

山本教育総務課長
 それでは、報告第 23 号「富田林市教育委員会顕彰」感謝状について、ご報告申し
 上げます。報告第 23 号の功績調書をお願いします。このたび、川西小学校区で 11
 名、藤沢台小学校区で 10 名の「こどもの安全見守り活動」を 10 年以上続けておら
 れる方に対し、その功績をたたえ、「富田林市教育委員会顕彰規定」に基づき、感謝
 状を贈るものです。以上で、報告とさせていただきます。

芝本教育長
 本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

阪井教育長職務代理者

別紙1の活動年数について10年、10年以上の違いを教えてください。

山本教育総務課長

感謝状を贈るにあたり、活動年数を各学校から報告していただく際に、活動年数が正確に確認できた方は10年、確認できなかった方は10年以上と記載されています。

阪井教育長職務代理者

こどもの安全見守り活動に参加されている方は、各学校で名簿を作成されているのでしょうか。保険の加入はどのようになっていますか。

山本教育総務課長

名簿につきましては各学校で作成されています。また、活動中の事故や怪我に対しては、住民活動災害保障保険に加入されていると伺っております。

勝山委員

こどもの安全見守り活動に参加したいと希望された場合、誰でも参加できますか。各学校へ相談していただくこととなります。

山本教育総務課長

他に、何かご質問等はございませんか。

芝本教育長

特に無いようですので、続きまして、報告第24号「学校給食課危機管理マニュアル」について、学校給食課から説明をお願いします。

金銅教育総務部理事

それでは、報告第24号「学校給食課危機管理マニュアル」につきまして、報告させていただきます。報告第24号をご覧ください。先月の定例教育委員会会議での意見等に対して新旧対照表を作成し、修正箇所はアンダーラインで表示しております。まずは、1ページをご覧ください。以前は「学校・給食センター用」と記述していたところを、「学校給食課・学校・配膳室用」とし、また、下段には※印で「危機管理個別マニュアルは、市職員（配膳室を含む）・教職員等が運用することを基本に作成しています」と一文を追加したことで、分かりやすくなりました。次に、3ページをご覧ください。3ページ以降では（ ）書きで「誰」が主体となるのかを記述しました。さらに5ページと7ページの(2)学校の対応、(3)学校給食課の対応では、①から④を、より具体的に記述することで「誰がどのように行動するのか」を分かりやすく表現しました。続いて、9ページをご覧ください。9ページは「学校給食に食中毒の疑いがある場合の対応」になりますが、以前は5つの項目に分けて対応を記述していましたが、4項目へ見直すとともに、3. 学校での対応、4. 学校給食課の対応と文章を変更することで、誰が対応するのかが分かりやすくなりました。最後に、13ページをご覧ください。こちらは「ノロウイルスの疑いがある場合の対応」になりますが、6. 「保護者等への対応」を「学校での対応」へ、7. 「ノロウイルスの拡大予防」を「学校給食課の対応」へ変更するとともに、内容も修正いたしました。

今回の修正によって、「誰が」「どのように」行動するのか、行動指針として活用していただけると考えております。以上で、報告とさせていただきます。

芝本教育長

ありがとうございます。先月の定例教育委員会会議での意見を参考に、分かりやすく記述していただきましたが、本件の説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

阪井教育長職務代理者

5ページの(2)は、異物の種類が金属類など児童の健康に影響を及ぼすと判断される場合の学校の対応になります。①と③は一緒に対応すべきではないかと思えます。

金銅教育総務部理事

委員ご指摘のとおり、被害に遭った児童等の対応は優先すべき事項になりますので、①に含めるなど修正します。

阪井教育長職務代理者

次に、5ページの(3)学校給食課の対応について、①学校長等から連絡を受けた学校給食課は、異物混入の「状況を確認」とありますが、どのように状況を確認するの

でしょうか。学校給食課の職員が現場で確認するのですか。

金銅教育総務部理事

学校給食課の職員が現場で状況を確認するには時間がかかるので、電話連絡による状況の確認を想定しています。

阪井教育長職務代理者

5 ページの場合は、一刻を争う事態であると思います。電話連絡で足りるのであれば「状況を確認」という記述ではなくても良いかと思います。文面を修正しないのであれば、説明会などで、「異物混入の状況を確認後」とは、学校給食課の職員が現場で確認するのではないことを丁寧に説明するほうが良いかと思います。

金銅教育総務部理事

課内で再度協議し、運用時には丁寧な説明を心掛けます。

阪井教育長職務代理者

誤解のないよう対応をお願いします。次に同じく 5 ページ(3)④について、「全保護者に対して報告を行う」としていますが、学校単位、クラス単位で給食の提供を中断した場合でも、全小学校の保護者に対して報告するのでしょうか。

金銅教育総務部理事

学校給食課として説明責任はあると判断し、報告を行います。

阪井教育長職務代理者

わかりました。次に 6 ページですが、2(1) 異物の種類について、「鋭利でない小さいプラスチック片」とありますが、例えば、鋭利でない大きなプラスチック片の場合は、どちらになるのでしょうか。

金銅教育総務部理事

6 ページの 2. 健康に影響を及ぼす可能性が低いと判断される場合に該当します。

阪井教育長職務代理者

小さいについて、基準はありますか。

金銅教育総務部理事

基準は設けていませんが、概ね 1 cm 以下と考えています。

阪井教育長職務代理者

マニュアルとして、5 ページの 1. 健康に影響を及ぼすと判断される場合の異物以外はすべて 2. 健康に影響を及ぼす可能性が低いと判断される場合として考えたほうが分かりやすいと思うのですが。例えば、6 ページ 2(1)の「鋭利でない小さいプラスチック片」を「1 に該当しない、1. 以外の」などに記述を変更すれば、分かりやすいのではないのでしょうか。

芝本教育長

確かに、そのほうが分かりやすいと思います。

金銅教育総務部理事

ありがとうございます。

芝本教育長

他に、何かご質問等はございませんか。

仲野委員

9 ページと 12 ページの連絡体制について記述が違うのですが、何か意図はありますか。

金銅教育総務部理事

連絡体制は大きく変わるものではありませんので、統一するよう修正します。

阪井教育長職務代理者

10 ページのノロウイルスについて、児童が発症する場合と、学校給食センター職員が発症する場合がありますが、学校給食センター職員が発症した場合は、どのような対応になりますか。

金銅教育総務部理事

学校給食衛生管理基準に従い対応しますので、本マニュアルからは省略させていただいております。

阪井教育長職務代理者

わかりました。

芝本教育長

9 ページと 12 ページの連絡体制に教育委員会と記述がありますが、どの部局に連絡するのでしょうか。

金銅教育総務部理事

教育長を含めた教育委員会事務局への連絡となります。

芝本教育長

わかりました。他に、何かご質問等はございませんか。

勝山委員

配膳後、再利用せず処分する容器などに、何か配慮はしていますか。何となく嫌な

- 金銅教育総務部理事 予感がするので対処しておきたいと思った場合は、どのように対応しているのですか。
- 各学校の給食受入室には次亜塩素酸ソーダを常備し、消毒などの際に使用していただけるよう配慮しております。
- 阪井教育長職務代理者 10 ページの「ノロウイルスの疑いがある場合の対応」(3)に「給食当番等配食を行う児童及び教職員は、毎日、下痢や発熱がないか、衛生的な服装であるかを確認する」とありますが、学校現場ではチェックシートや報告書などで確認できるようになっていきますか。
- 金銅教育総務部理事 現在のところ確認できるようにはなっておりません。このマニュアルが完成し、運用する際は、学校現場でも対応して頂きたいと考えております。
- 山元委員 学校現場では、体調が悪いとすぐに判断できる児童に対して、教職員からの声掛けはしていますが、児童から教職員へ体調を自己申告するシステムは無かったと思います。また、教職員は給食当番の児童に白衣やマスクの着用を指導していますが、児童が教師の指導に従わず、うまく機能していない学級もあり、100%徹底できていない学校もあると思います。学校給食課では本マニュアルの作成に尽力しており、学校現場も頑張らないといけないのですが、例えば、日直日誌のような学級給食日誌を作成し、教職員も日誌を点検するようなことができれば良いかと思います。
- 金銅教育総務部理事 ノロウイルスの疑いがある場合は、学校での日常点検が重要になってくると考えますので、そのようになっていただけたらと思います。
- 阪井教育長職務代理者 マニュアルが形骸化しないように教育指導室が主導して学校に指導していただければと思います。
- 芝本教育長 より安全な学校給食を目指すために、教育指導室でも本マニュアルの運用に対して検討が必要だと思いますので、よろしくお願いします。
- 仲野委員 ノロウイルスについて、給食新聞などで保護者に対して下痢や発熱など児童の体調が悪い場合は連絡帳で学校に報告するよう掲載する方法もあるかと思います。
- 山元委員 児童の体調が悪いときは、他の児童のためにも給食当番を外れても良いということをご給食新聞で周知してもよいのではないのでしょうか。
- 芝本教育長 ご意見ありがとうございます。他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、学校給食課におかれましては、いただいた意見等をふまえ、修正をお願いいたします。
- それでは、これで報告案件は終わらせていただき、続きまして、日程第4. 富田林市教育委員会の議決を経るべき議案に移らせていただきます。今回は4件の案件がございます。それでは、議案第33号「教育に関する事務の点検・評価報告書(案)」について、教育総務課から説明をお願いします。
- 山本教育総務課長 それでは、議案第33号「教育に関する点検・評価報告書(案)」について、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。本日、議案として提出させていただいておりますのは、先月の定例教育委員会会議でのご意見等に対して修正を行い、それに学識経験者お二人の所見を加えさせていただいたものでございます。今後のスケジュールといたしましては、本日、ご承認をいただきましたら、12月議会に報告させていただいた後、市のホームページでの公表、並びに各学校への配布を行う予定としております。本日の定例会でのご意見を含め、できる限りの修正も行ってい

きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で、説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第33号につきまして、何かご質問等はございませんか。

阪井教育長職務代理者

14ページ②の収納率について、現年度の数値も記載していただくと分かりやすいです。次に27ページ(3)のLLブックについて、「利用者からの申し込みがなかった」とありますが、原因について、担当課はどのように把握されているのでしょうか。

尾谷中央図書館長

長年利用していただいた方からの利用が無くなったことが大きな要因です。

阪井教育長職務代理者

その方以外に、心身障がい者用郵送貸出を利用されている方はいますか。

尾谷中央図書館長

継続して利用していただいた方は、その方ぐらいです。

阪井教育長職務代理者

広く市民の方に心身障がい者用郵送貸出を利用していただくために、需要を広げる方法は考えていますか。

尾谷中央図書館長

現在はホームページでの広報活動による周知を図っていますが、今後は広報以外の周知手法についても、検討が必要と考えております。

阪井教育長職務代理者

27ページ(3)は、24ページの2.平成28年度の取り組み状況のなかで掲載するほうが良いかと思えます。最後に、前回も指摘しましたが、22ページのすばるホールについて、本市として、なぜ不祥事が起こってしまったのか、防止できなかったのか、教育委員会として反省の弁をもう少し記載していただきますよう、よろしくお願い致します。

芝本教育長

他に、何かご質問等はございませんか。

仲野委員

学識経験者の所見について読ませていただきましたが、本市教育委員会の様々な事業を理解し、また、エールを送っていただき、ありがたいことだと感じました。そのなかで、例えば39ページの上から6行目「全生徒の心身の健全な成長を旨として保護者の理解と協力を得て、積極的に取り組まれることを「食育」の理念の下に、敢えて提言する」とか、下から5行目「貴重な埋蔵文化財等も含め保存と活用に当たっては市民の理解と協力を得て進めて頂きたい」、42ページの上から12行目「特に男性の利用を増やす点で、新しいアイデアが考えられても良いと思われる」、同ページの下から3行目「繰り返しになるが、異なる組織や専門家との連携が成果を上げる上で重要になる」とご指摘いただきました。これらを具体化するのが事務局の仕事になります。実践していくのは難しいですが、頑張っていかなければならないと思いました。

阪井教育長職務代理者

先程、仲野委員が読み上げて頂いた内容について、どのように改善すべきなのか、イメージできませんでした。学識経験者との意見交換の際に、各担当はイメージができていますので、アウトプットで表現していただきたいと思えます。

芝本教育長

ありがとうございます。他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、委員の皆様からの意見について修正をした上での議決とさせていただきます。

続きまして、議案第34号「富田林市就学相談推進委員会委員の委嘱・任命」について、教育指導室から説明をお願いします。

古村教育総務部次長代理

それでは、議案第34号「富田林市就学相談推進委員会委員の委嘱・任命」について、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。本委員会委員の委嘱・任命に

つきましては、本年 5 月の定例教育委員会会議において、承認いただいたところですが、このたび委員 1 名の変更に伴い改めて承認をお願いするものです。なお、変更のあった委員には氏名に網掛けをしております。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第 34 号につきまして、何かご質問等はございませんか。

阪井教育長職務代理者

旧委員は本年 5 月に委員へ任命されたのですよね。

古村教育総務部次長代理

任命されましたが、このたび、大学を退職し遠方へ行かれたため、新たに選出が必要となりました。

阪井教育長職務代理者

その場合、変更理由は辞退ではなく、辞任の方が正しいと思います。

古村教育総務部次長代理

ありがとうございます。修正します。

芝本教育長

他に、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第 34 号につきましては提案のとおり議決させていただきます。今後も委員会の意見を受け子どもたちの就学に際し適切な相談体制の構築をお願いします。

続きまして、議案第 35 号「富田林市奨学金条例施行規則の一部改正」について、教育指導室から説明をお願いします。

古村教育総務部次長代理

それでは、議案第 35 号「富田林市奨学金条例施行規則の一部改正」について、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。富田林市奨学金制度は昭和 43 年に給付型奨学金として施行規則が制定され、以降、施行規則第 5 条の規定により前期・後期の 2 回に分けた分割給付を行ってまいりました。しかしながら高等学校等での就学にかかる授業料、諸経費等の負担は年度当初に集中しており、奨学金を早期に一括給付することは、経済的に厳しい状況にある家庭への、より効果的な支援策となることから、今回、一部改正を行うものです。その内容としましては、富田林市奨学金条例施行規則第 5 条第 1 項中の「は前期分については 7 月に、後期分については 2 月に、」を「の給付は、年度に 1 回とし、7 月に年額を」に改正するものでございます。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第 35 号につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようなので、議案第 35 号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。これからも適切な奨学金制度の運営をお願いいたします。

続きまして、議案第 36 号「富田林市文化財保護審議会委員の委嘱・任命」について、文化財課から説明をお願いします。

房田生涯学習部次長代理

それでは、議案第 36 号「富田林市文化財保護審議会委員の委嘱・任命」につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。文化財保護法第 182 条第 2 項の規定に基づき、市域に存する文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用のための必要な処置を講じ、もって市民の文化的資質の向上を資するとともに郷土文化の発展に貢献する目的で、富田林市文化財保護条例が平成 29 年 7 月 1 日に施行されました。本条例第 27 条に、市の区域内に存する文化財の保存、継承及び活用に関して委員会の諮問に応じ調査審議を行うとともに、意見を具申するため富田林市文化財保護審議会を設置することになっております。今回、新たに審議会を設

置するに当たり、議案第 36 号に挙げております方々、学識経験者委員 5 人、市民委員 1 人に委嘱するものでございます。学識経験者の内訳として、上から文献史、考古学、美術史、建築史、民俗学の先生方をお願いし、市民委員は、府文化財愛護推進委員であり公民館を拠点として郷土の歴史や文化財等の調査研究などの活動をされている方をお願いいたしました。同施行規則では、委員は 8 人以内となっておりますが、今後諮問する内容により、臨時に委員をお願いする場合がございます。なお、任期は平成 30 年 1 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの 2 年となっております。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第 36 号につきまして、何かご質問等がございますか。

勝山委員

この委員会は年何回開催される予定ですか。

房田生涯学習部次長代理

年 1 回以上の開催を予定しております。

阪井教育長職務代理者

平成 30 年 1 月 1 日以降の任期となっておりますが、現在は委員の方がいないのでしょうか。

房田生涯学習部次長代理

そのとおりです。富田林市文化財保護条例が制定した際に、富田林市文化財保護規則を廃止しましたので、新たに任命するものです。

阪井教育長職務代理者

神奈川大学名誉教授の河野委員はどちらに居住されているのでしょうか。

房田生涯学習部次長代理

大阪府内に居住されています。

芝本教育長

他に、何かご質問等がございますか。特に無いようなので、議案第 36 号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。これからも委員会の意見を受けて、適切な文化財保護を進めていただきますようお願いいたします。

では、次に、日程第 5. 富田林市議会の議決を経るべき議案に移らせていただきます。今回は 1 件の案件がございます。それでは、議案第 3 号「富田林市民プールの指定管理者の指定」について、生涯学習課から説明をお願いします。

西田生涯学習部次長

それでは、議案第 3 号「富田林市民プールの指定管理者の指定」について、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。まず、提案の理由でございますが、指定期間が平成 29 年度で終了する富田林市民プールの指定管理者につきまして、平成 30 年度以降の指定管理者の候補者を決定するため、富田林市指定管理者選定委員会を開催してまいりました。次に、内容でございますが、1 に、公の施設の名称は富田林市民プールでございます。2 に、指定する団体の住所は東京都中央区銀座 4 丁目 12 番 15 号 歌舞伎座タワー 20 階、団体名がオーエンスグループ共同事業体、代表団体は株式会社オーエンス、代表者は代表取締役 大木一雄 氏でございます。3 に、指定の期間につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。次に、指定管理者の候補者とするまでのこれまでの選定等の経過についてご報告を申し上げます。まず、富田林市民プールの指定管理者の候補者につきましては公募とさせていただき、平成 29 年 8 月 1 日から募集要項の配布を行いました。また、8 月 29 日から 9 月 11 日までの間で申請を受け付けた結果、1 事業者の応募がございました。審査経過につきましては、学識経験者として外部委員 6 名、内部委員 6 名の指定管理者選定委員会を設置いたしまして、7 月 18 日、10 月

3日の両日において慎重に議論、ご審査いただきまして、10月27日に指定管理者の候補者として選定結果が市長に報告されたところでございます。これにより最終的に指定管理者の候補者として決定しましたので、今回ご提案申し上げるものでございます。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

芝本教育長

ありがとうございます。それでは、議案第3号につきまして、何かご質問等がございますか。

勝山委員

株式会社オーエンスは、スポーツ施設管理事業を事業主体としている会社ですか。

西田生涯学習部次長

株式会社オーエンスは、スポーツ施設管理事業のほかにも様々な事業を推進しています。株式会社オーエンスの関連会社である株式会社ウェルサイエンスがスポーツ施設管理の専門知識を持っておられます。

阪井教育長職務代理者

株式会社オーエンスは、今年度の指定管理者と同じですか。

西田生涯学習部次長

そのとおりです。

阪井教育長職務代理者

株式会社オーエンスの関連会社に変更はありませんか。

西田生涯学習部次長

ございません。

阪井教育長職務代理者

市議会に案件を提出する理由は、指定管理者選定委員会で株式会社オーエンスが候補として決定したので、市議会の議決をお願いしますということで良いのでしょうか。

西田生涯学習部次長

そのとおりです。

阪井教育長職務代理者

1事業者しか応募が無かったのは、何か理由があるのでしょうか。

山本生涯学習部長

室内プールで年中運営しているところは応募が多いのですが、本市のように夏休み期間中をメインとした屋外プールだけの指定管理は、短期間に多くの人材を雇用するリスク、事故が発生した場合のリスクなどを理由に応募が少ないと伺っております。(株)オーエンスは近隣市の堺市などで同様の事業を実施しており、そのあたりで、人材確保を上手にされており、今回も応募していただいたと思います。

芝本教育長

ありがとうございます。他に、何かご質問等がございますか。特に無いようなので、議案第3号につきましては、提案のとおり議決させていただきます。市民プールが今後も市民や子どもたちの憩いの場になるように、指定管理者に対する指導もよろしく申し上げます。

以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。本日の案件に対しまして、活発なご意見、ご質問をいただき、長時間のご審議ありがとうございました。これで、平成29年度11月の定例教育委員会会議を終了いたします。